

■ 中高層建築物指導要綱

「いわき市中高層建築物に係る電波障害等の防止に関する指導要綱」は、中高層建築物の建築に伴って生じる電波障害等に関する紛争を未然に防止することを目的としており、平成16年10月1日には、近隣関係住民に対する建築計画の早期事前説明の実施、周知方法の徹底等を充実させるため、要綱の一部を改正しています。

1 対象建築物

①	階数(地階を除く。)が3以上の建築物(一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。)を除く。)
②	高さが10メートルを超える建築物

2 要綱の概要

- (1) 建築主等は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に計画の周知を図るため、計画概要を記載した標識を計画敷地の道路に面する部分に設置するものとする。
- (2) 標識の設置期間は、確認申請をしようとする日の少なくとも45日前の日から工事完了の日までの間とする。
- (3) 建築主等は、標識設置の日から4日以内に、標識設置届等の書類を市長に提出するものとする。
- (4) 建築主等は、標識設置後、速やかに近隣関係住民に建築計画、工事施工計画、電波障害対策等について説明するものとする。
- (5) 建築主等は、確認申請をしようとする日の15日前までに、近隣関係住民説明報告書等の書類を市長に提出するものとする。

■ 携帯電話基地局等指導要綱

携帯電話などの普及に伴う携帯電話基地局等の建設に関して、近隣住民による反対運動などの紛争が生じていたことから、平成16年6月に指導指針を制定し、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出時に指導を行ってきましたが、通信エリアの拡大及び通信技術の発達に伴う携帯電話基地局等の増加に対し、指導の強化を図るため「いわき市携帯電話基地局等の建設に係る紛争防止に関する要綱」を定め、平成19年6月1日より施行しました。

1 対象となる携帯電話基地局等

いわき市の景観を守り育て創造する条例に基づく、大規模行為の届出が必要となる高さ13mを超える携帯電話等の基地局

2 要綱の概要

- (1) 事業者等は、携帯電話基地局等を建設しようとするときは、近隣関係住民に計画の周知を図るため、計画概要を記載した標識を敷地の見えやすい場所に設置するものとする。
- (2) 標識の設置期間は、大規模行為の届出をしようとする日の少なくとも30日前の日から工事完了の日までの間とする。
- (3) 事業者等は、標識設置の日から4日以内に、標識設置届等の書類を市長に提出するものとする。
- (4) 事業者等は、標識の設置後、速やかに基地局の規模及び工事の概要等について、高さの2倍の範囲に居住する近隣住民及び近隣住民が属する自治会等の代表者に説明を行うほか、周辺300mの範囲の周辺住民から説明を求められた場合、説明を行うものとする。
- (5) 事業者等は、大規模行為の届出又は高さが15mを超える場合に必要な建築確認の申請前に、近隣関係住民説明報告書を提出するものとする。